

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 27 年 11 月

そうま農業協同組合

目 次

1	平成 27 年度上半期の概要	
(1)	経営環境	・・・ 1
(2)	主要勘定の状況（平成 27 年 8 月末時点）	・・・ 1
(3)	自己資本比率の状況	・・・ 2
2	農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1)	農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・ 3
(2)	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	・・・ 7
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	・・・ 8
(4)	東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	・・・ 11
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・ 21
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策	
(1)	経営管理体制	・・・ 23
(2)	業務執行に対する監査又は監督の体制	・・・ 23
(3)	地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	・・・ 24
(4)	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況	・・・ 24

1 平成 27 年度上半期の概要

(1) 経営環境

東日本大震災・原発災害の発生より 4 年 6 か月が経過し、管内では各市町村の復興計画に基づき各種の施策が講じられており、地域の復興も徐々に進展しつつあります。

水田耕作面積については、平成 27 年度は震災前対比で約 4 割となる見込みです。また、管内人口は引き続き減少していますが、住民帰還は進みつつあり、避難者が減少して実居住者が増加しております。

一方で、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域については、一部で避難指示解除時期が明確になりましたが、本格的な営農再開時期は見通しが立っていない状況です。避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域以外についても、原発被害地域における除染作業の遅れ、津波被害地域における大規模復旧工事の遅れ、営農継続地域における農畜産物価格の低迷等、営農継続・再開への課題がある状況です。

また、米は当組合管内における基幹作物であり、当組合としても早急な「営農対策」「営農ビジョン」の提示を組合員から求められているところです。

このような環境の中、当組合は、地震・津波被害及び原発事故・放射能被害を受けた地域の農業協同組合として、組合員・利用者の方々の意向を汲みながら、農業者に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげてさまざまな施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 主要勘定の状況（平成 27 年 8 月末時点）

a 貸出金

貸出金残高は、住宅新築への動きが活発化したことを主因に、貸出金全体で前期末比 33 億 19 百万円増の 296 億 65 百万円となりました。

増加要因としては、住宅ローンについて、住宅再建ニーズの高まりにより前期末比大幅増（+19 億 78 百万円）となったことに加え、その他事業関連貸出について、被災者や復旧・復興作業向けに貸付住宅建設資金対応により前期末比増（+10 億 71 百万円）となったことが挙げられます。

その他生活関連貸出については、引き続き手元資金による繰上償還があり前期末比微減（△62 百万円）となりました。

農業資金については、資金需要が本格化せず、前期末比横ばい（+15 百万円）となりました。

b 貯金

貯金残高は、住宅再建や相続のための大口の払い出しがある一方で、東京電力からの原発事故損害賠償金の口座入金が続いており、前期末比で29億45百万円増の2,469億36百万円となりました。

<主な勘定の推移>

(単位：百万円)

	平成27年			平成27年	平成26年
	8月末実績	前年同月比	前期末比	2月末実績	8月末実績
貯金	246,936	+10,299	+2,945	243,991	236,637
貸出金	29,665	+5,084	+3,319	26,346	24,581
うち農業関連	785	△43	+15	770	828
うちその他事業関連貸出	5,545	+1,997	+1,071	4,474	3,548
うち住宅ローン	13,659	+3,530	+1,978	11,681	10,129
うちその他生活関連貸出	1,176	△206	△62	1,238	1,382
うち地公体貸出	2,321	△205	+1	2,320	2,526
預金	226,560	+4,909	+149	226,411	221,651

(3) 自己資本比率の状況

当期剰余金の計上によるプラス効果を貯金増による運用資産増に伴うリスクアセットの増加およびバーゼルⅢ適用によるマイナス効果が上回り、単体自己資本比率は平成27年2月末比△0.65ポイント下落して20.84%となりました。

<単体自己資本比率の推移>

平成27年8月末	平成27年2月末	平成26年8月末
20.84%	21.49%	21.98%

単体自己資本比率は「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成25年金融庁・農林水産省告示第3号）に基づき算出しております。

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制整備のための方策

当組合は、信用供与の円滑化を適切に推進し、地域金融機関として、農業をはじめとする地域経済の発展に資する取組みをこれまで以上に強化するとともに、営農再開や生活再建に向けた管内における震災復興支援を万全に進めるため、以下の取組みを行っております。

(a) 緊急貯払い等への対応

震災以降、通帳やキャッシュカードを所持せず避難された方に対し、全国のJAグループの協力の下、県外に避難されている等の理由で当組合店舗まで足を運べない方への払戻し等の対応を実施しております。

震災から4年6か月が経過し、避難された方との個別相談等を行いながらキャッシュカード等の再発行手続きが進んだことにより、平成27年3月から平成27年10月については、便宜的な対応は1件のみでしたが、引き続き避難した組合員・利用者の方々の利便性確保や生活維持・支援のための取組みを行うこととしております。

<緊急貯払等対応件数>

(単位：件)

	震災以降 ～平成27年2月	平成27年3月 ～8月	平成27年9月 ～10月	累計
緊急貯払（便宜払い）	3,208	1	-	3,209
事故貯金受付登録（出 金停止処理等）	631	-	-	631
カード・通帳再発行	360	-	-	360
計	4,199	1	-	4,200

(b) 避難された組合員・利用者への情報提供の強化

避難された組合員・利用者の連絡先等については各担当支店により避難先を確認・リスト化のうえ、通常居住されている管内組合員・利用者への対応と同様に、LA（共済専任渉外）36名・MA（金融専任渉外）10名により直接面談を重視した訪問活動（概ね渉外一人あたり週40先訪問）を行い、金融面の他、営農・生活支援のための各種情報提供と組合員・利用者個別のニーズの把握に努めております。

なお、組合員の避難状況（避難戸数4,420戸）について、情報の組合内共有を図り、組合員への支援態勢の更なる整備を進めています。

また、現在避難区域に指定されている地域についても、管内の大部分の地域は、帰還時期が明確になってきており、今後住民帰還に向けた準備が進んでいくこととなりますが、こうした状況を踏まえながら組合員・利用者のニ

ニーズに応じた各種情報提供を行ってまいります。

＜分野別各種情報提供内容の例＞

分野	情報提供及びサポート内容
金融	住宅再建のための住宅ローン相談（復興住宅融資含む） 既存貸付案件の条件変更等に対する説明
共済	旧警戒区域（原発 20 km圏内）避難者への申請手続き案内 被災住宅の保障内容の見直し 未加入世帯への加入案内
営農	地域内農地の放射線数値の周知 農産物作付にかかる情報提供 農産物損害賠償手続きの受任及び今後の対応説明
生活	仮設住宅入居者への移動購買による生活物資サポート 仮設住宅入居者への家庭薬配置促進による利用者健康管理 仮設住宅入居者への食材加入による栄養バランスサポート

(c) 訪問活動等の取組み

毎月第二土曜日に「組合員宅一斉訪問デー」を設定のうえ、仮設住宅等に一時避難している組合員宅も含め、担当集落を明確にしたうえで職員による訪問活動（対象は組合員宅の 11,846 戸）を実施し、情報提供を行うとともにご要望・ご意見を直接承る取組みを行っております。

平成 27 年 3 月から平成 27 年 10 月にかけては、通常の情報提供等に加え、以下の取組みをいたしました。

- ① 5 月：滋賀県 7 J A 支援金を活用し、組合員に対して、花の種（ひまわり・あさがお 1 セット）の配付。
- ② 6 月：組合員に対して、総代会開催結果と主な質問・ご要望への回答および総代会記念品（帽子・マフラータオル）の配付。
- ③ 8 月：地場産和牛の消費拡大が目的の一つになっている J A グループ復興基金からの助成を受け、組合員に対して地場産牛肉の斡旋。
- ④ 9 月：組合員に対して、当組合合併 20 周年記念誌および記念品（オリジナル電波時計）の配付。

引き続き、こうした「組合員・利用者のもとへ『出向き絆を深める』体制」を強化することにより、頂いたご要望・ご意見を組合内で情報共有し事業展開に反映させ、適切な情報提供・発信を行いながら被災地の組合員・利用者に配慮した事業運営を推し進めてまいります。

(d) 相談受付体制（震災相談窓口担当者の指定）

当組合では、「震災相談窓口」を本店及び全支店に設置し震災相談窓口担当者を配置のうえ、被災された農業者等からの営農再開や生活再建等に関する幅広い相談を受け付け、組合内部門間で連携しながら、組合員・利用者が抱

える個別の問題に対し迅速に解決策を提供する取組みを行っております。

平成27年3月から平成27年10月の主な相談案件については、次のとおりです。

営農関連：集落営農組織を立ち上げるにあたり、東日本大震災農業生産対策交付金事業に取組み、大型ハウス等の導入を検討、交付金の残りについて借入の相談がありました。行政も交付金申請を受理済みであり、農業近代化資金での対応の方向で進めております。

生活関連：地震・津波被害を受けた組合員の方を中心に、住宅再建に係る相談がありました。組合員のニーズをヒアリングしつつ、災害復興住宅融資制度やJA住宅ローンにより対応しております。

<相談受付実績（平成24年2月～平成27年10月）>

（単位：件）

分類	分類内訳	平成24年2月～平成27年2月		平成27年3月～8月		平成27年9月～10月		累計	
		件数	うち完了	件数	うち完了	件数	うち完了	件数	うち完了
営農関連	（新規融資）運転資金の相談	28	28	-	-	-	-	28	28
	（新規融資）設備資金の相談	36	36	1	-	-	-	37	36
	補助金等の各種制度利用にかかる相談	23	23	-	-	-	-	23	23
	作付再開・農業基盤復旧にかかる相談	33	33	-	-	-	-	33	33
	その他	40	40	-	-	-	-	40	40
	小計	149	149	1	-	-	-	150	149
生活関連	住宅の再建等にかかる資金相談	166	162	34	29	5	2	205	193
	自動車購入等にかかる資金相談	40	40	-	-	-	-	40	40
	生活資金にかかる相談	17	17	-	-	-	-	17	17
	生活資金等の返済にかかる相談	8	8	-	-	-	-	8	8
	小計	231	227	34	29	5	2	270	258
その他	88	88	-	-	-	-	88	88	
合計	468	464	35	29	5	2	508	495	

※ 未完了案件には、手続中の融資実行予定案件も含まれている（融資実行をもって完了となる）。

※ 営農関連で、複数項目に重なる相談案件（作付再開に関連する運転資金ニーズ、営農再開にあたっての補助事業利用の相談、等）があることから、各項目積算件数と小計件数は一致せず。

(e) 臨時営業店舗での相談対応

原発事故の影響により避難状態が続いている組合員・利用者への対応として、以下のとおり臨時営業店舗を開設し各種相談・支援を行っております。

<臨時営業店舗・総合相談 J A 窓口>

店舗名	住所・電話番号	取扱業務
小高総合支店 福浦支店	南相馬市原町区下高平字雁明46番地1 (当組合・旧高平事務所内) TEL. 0244-25-3601 FAX. 0244-24-5270	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談
飯樋出張所	相馬郡飯館村深谷字二本木前27番地の1 (当組合・飯館総合支店内) TEL. 0244-42-0121 FAX. 0244-68-2001	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談

b 農業者等に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報共有を行うこと等により、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 本店管理部署・支店取組部署における進捗管理（月次）

当組合では、本店総合企画部を管理部署として、常勤役員、各部長・次長、総合支店長・営農センター長の参画により、毎月「戦略企画会議」を開催し、信用事業強化計画における各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、被災者や管内営農動向等を確認しながら事業部門間の連携事項のあり方等について、進捗状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

平成 27 年度は、平成 26 年度の運営方式を基本的に踏襲し取り組むことといたしました。平成 26 年度に引き続き、全体事業進捗確認（事業・収支実績、行動計画上の当面の課題）は毎月、事業毎のレビュー（行動と数値）、および総合支店・営農センター事業進捗確認は四半期毎といたしました。また、平成 27 年度は平成 28 年 3 月に予定されている合併直前の事業年度であり、合併推進協議結果を受けた具体的な対応や、当組合独自課題への対応・完結がこれまで以上に求められることから、事業計画進捗管理と合わせて、合併に向けた対応の進捗についても確認・協議・検討を加えることといたしました。

そうした中、平成 27 年度上期は、3 月に平成 26 年度の実績・平成 27 年度事業計画の進め方の検討、合併推進協議会における検討状況の報告、4 月に平成 26 年度場所別・部門別損益実績の検討、平成 27 年度各部門の事業行動計画の検討を行ったうえで、5 月以降は、年度当初立てた方針に沿い、確認・協議・検討を行っております。

引き続き、信用事業のみならず当組合全事業に関わる課題であるとの認識の下、全事業の関係部署で協議する「戦略企画会議」にて月次進捗管理を行いながら、被災地域の復興・地域経済の活性化に資する取組みを適切に遂行してまいります。

(b) 理事会での進捗管理（四半期毎）

理事会においては、前記の「戦略企画会議」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況について四半期毎に報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証する体制としております。

平成 27 年 8 月の理事会においては、平成 27 年度飼料用米生産拡大に対応すべく、「JA 飼料用米対応資金」を創設、水田活用の直接支払交付金の交付までの資金需要に対応することといたしました。なお、本資金については、農林中央金庫から利子補給を受けることにより、借入者の負担軽減を図ることとしております。

平成 27 年 9 月の臨時理事会においては、平成 27 年度産共同計算米の概算金単価を協議いたしました。概算金単価については、平成 27 年度より提示方法が変更となり、全農から JA に対し概算金単価が提示され、各 JA が組合員に対し独自に生産者概算金単価を提示することとなりましたが、平成 26 年度を上回る概算金単価を提示することといたしました。

今後とも、設定した計画の進捗状況について管理・検証等を行い、計画遂行上必要と認識される施策等について、当組合各部署に対して個別実施事項の改善や取組み強化を指示してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

a 不動産担保または個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、福島県農業信用基金協会の保証制度（個人の場合、原則無担保・無保証）を活用し、農家経営安定資金や農業近代化資金等の震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況及び将来性や復興状況を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資を推進しています。

＜震災特例融資の状況＞ (単位：件、百万円)

資金種類	震災以降 ～平成 27 年 2 月		平成 27 年 3 月 ～8 月		平成 27 年 9 月 ～10 月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農家経営安定資金	99	505	2	19	-	-	101	524
農業近代化資金	22	180	1	9	1	4	24	193

b 出資の機会の提供

当組管内において、除塩・除染等による農業基盤の復旧に伴い、農地を集積し大規模化・法人化を目指す動きが今後進展することを想定し、管内の営農形態の動向・変化等を把握しながら、法人等の出資受入れによる財務安

定化等のニーズにも対応できるよう、アグリビジネス投資育成株式会社(注)による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中央金庫福島支店とも連携のうえ、適切に紹介・提案してまいります。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JAグループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

当組合では、震災発生以降、各営業店舗において、被災状況等を踏まえた融資先の組合員・利用者との協議を継続的に実施しており、こうした対応を通じて、きめ細かく組合員・利用者の状況等を把握しながら、円滑な信用供与に資する方策を立案し、一層の取組み強化を図っております。

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

震災以降、組合員・利用者から返済猶予又は条件変更の申し出を受けた場合は、「金融円滑化に係る基本の方針」を踏まえ、組合員・利用者個別の状況に応じた相談対応・条件変更対応を継続して実施しております。

＜震災後の条件変更対応状況＞

(単位：件、百万円)

	震災以降 ～平成27年2月		平成27年3月 ～8月		平成27年9月 ～10月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	38	511	-	-	-	-	38	511
生活関連資金	167	1,687	-	-	-	-	167	1,687
うち住宅ローン	136	1,602	-	-	-	-	136	1,602
その他（農業外事業資金）	9	220	-	-	-	-	9	220
計	214	2,418	-	-	-	-	214	2,418

平成27年3月から平成27年10月末までの条件変更の申し出の受付件数はありませんでした。なお、平成27年2月末時点での条件変更に関する審査中等の案件もないことから、平成27年10月末時点での継続案件はありません。

また、平成27年3月から平成27年10月末までの私的整理ガイドラインにかかる相談・受付はなく、平成27年2月末時点での協議中等の案件もないことから、平成27年10月末時点での継続案件はありません。

引き続き、各支店による個別組合員・利用者への対応状況等について、月次で本店金融共済部が確認し、信用供与の円滑化対応にかかる適切性の維持を図ってまいります。

b 被災者に対する新規融資の対応状況

当組合は、震災以降、被災した組合員・利用者の営農再開・生活再建を支援するため、被災者に対する新規融資に積極的に取り組んでおり、その結果平成27年3月から平成27年10月末までに213件・37億40百万円の新規融

資を実行いたしました。

<震災以降の新規貸出実行状況>

(単位：件、百万円)

		震災以降 ～平成 27 年 2 月		平成 27 年 3 月 ～8 月		平成 27 年 9 月 ～10 月		累計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		農	制度資金	121	685	3	28	1	4
業	うち農家経営安定資金	99	505	2	19	-	-	101	524
	うち農業近代化資金	22	180	1	9	1	4	24	193
関	J Aバンクの資金	43	269	5	31	8	15	56	315
	うちJ A農機ハウスローン	5	9	-	-	-	-	5	9
	うちアグリマイティー資金	38	260	5	31	8	15	51	306
連	農業関連融資 小計	164	954	8	59	9	19	181	1,032
生	災害復興住宅融資制度(公庫原資)	84	1,417	8	137	2	16	94	1,570
	J Aバンクの資金	863	9,010	147	2,804	39	705	1,049	12,519
活	うちJ A住宅ローン	377	8,279	106	2,721	30	688	513	11,688
	うち東日本大震災対応資金	89	70	平成 24 年度で取扱終了			89	70	
	うちJ Aマイカーローン	397	661	41	83	9	17	447	761
連	生活関連融資 小計	947	10,427	155	2,941	41	721	1,143	14,089
合 計		1,111	11,381	163	3,000	50	740	1,324	15,121

(a) 農業関連資金

平成 27 年度上期の実行額については、前年度上期比で減少(△11 百万円)し、59 百万円となりました。平成 27 年 3 月から平成 27 年 10 月末までは、17 件・78 百万円の融資を実行しました。

(農業関連資金の融資事例)

【農家経営安定資金の対応事例】

津波および原発事故により作付制限・自粛をしていた農家の方々が農地再生による営農再開を目的として、水稲作付および菜種栽培を目的に農業法人を平成 25 年 12 月に設立、平成 27 年度本格栽培開始に伴う設備資金および人件費等の運転資金につき対応しました。

(b) 住宅関連資金

平成 27 年度上期については、一部地域で防災集団移転促進事業が進展する等住宅再建ニーズが高まりつつある中、住宅関連融資の対応も増加傾向にあります。27 年度上期実行額は、前年度上期比で増加(+7 億 25 百万円)の 28 億 58 百万円となりました。

平成 27 年 3 月から平成 27 年 10 月末までは、J A住宅ローンで 136 件・34 億 9 百万円、災害復興住宅融資制度で 10 件・1 億 53 百万円の融資を実行、

合計で 146 件・35 億 62 百万円の融資を実行しています。

(生活関連資金の融資事例)

【住宅の再建（災害復興住宅融資制度の利用）】

原発事故により避難された組合員が、避難先での土地購入および住宅新築のための資金につき、災害復興住宅融資で対応しました。

<住宅ローン相談会開催状況：平成 27 年 3 月から平成 27 年 10 月末まで>

開催月	開催場所
平成 27 年 3 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 27 年 5 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 27 年 8 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 27 年 10 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店

(c) 生活資金の対応

マイカー取得ニーズは、津波等により被災した自家用車の再取得のニーズから、通常の買い替えサイクルにかかるニーズに移行しております。

当組合としても組合員・利用者のそうしたニーズに対応し、平成 27 年 3 月から平成 27 年 10 月末までに、JAマイカーローンで 50 件・1 億円の融資を実行しました。

(d) 今後の対応

営農関連資金の需要に関しては、法人については地震・津波被害を受けた地域において、地域の担い手として集落営農組織を設立する動きもあり、資金対応を含め的確に対応していきます。一方で、個人については、風評被害・休止自粛期間の長期化といった地域固有の問題に加え、米価下落や担い手不足といった農業経営への先行き不安などから、平成 27 年度下期も資金ニーズの急激な高まりは期待できない状況にあります。

また、生活資金のなかで大きなウエイトを占める住宅資金に関しては、平成 27 年度下期以降も引き続き、住宅再建ニーズが一層高まっていくものと想定しております。

当組合としては、引き続き、管内の組合員・利用者の状況等をきめ細かく把握しながら、営農再開・生活再建に向けた資金需要に的確に対応してまいります。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興対策組織の設立・体制整備

平成 27 年 10 月の臨時総代会で承認された平成 28 年 3 月の県北 4JA 合併後も、震災以降の取組みの継続を基本に、復興の状況に応じた適切な見直しを行うべく検討中です。

引き続き、被災地域における復興等に資する方策を着実に実行するため、取組課題の重要度等も勘案し、必要な体制整備を進めてまいります。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

ア 負担軽減等にかかる対応

当組合では、組合員・利用者等からの条件変更等の相談を受けた場合は、個別の状況等を確認したうえで対応を実施しております。

特に、農業者に対しては、無利子の震災特例融資の対応（農家経営安定資金、農業近代化資金等）により、営農継続等にあたっての資金調達にかかる負担軽減を図っております。

また、既往債務の整理が必要と判断される場合については、税理士・弁護士等の専門家とも連携した債権・債務関係の整理のための協議や、私的整理ガイドラインの活用検討等により、個別の状況に応じた対策を実施してまいります。

イ 二重債務問題にかかる対応

組合員・利用者の事業の復旧に際し、二重債務問題への対応のため、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的に福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

平成 27 年 10 月末時点で当組合において取扱実績はありませんが、こうした各機構の活用を念頭に置き、本店金融共済部が支店をサポートすることにより、組合員・利用者の置かれた状況・ニーズを適切に把握し、債務の負担軽減に資する機能提供を行うための体制を整備しており、今後顧客ニーズ等に基づいて順次対応を進めてまいります。

また、震災の影響により住宅資金で二重のローンを抱える被災者組合員・利用者に対しては、福島県により措置された利子補給事業の申込を受け付けており、当組合において、平成 27 年 10 月末時点では 5 件の対応実績があります（当該利子補給事業は、津波・地震で半壊以上の罹災証明書を受けた被災者が、新たに住宅資金を借り入れる場合、既往の住宅ローンにかかる 5 年間分の利子補給を行うものです）。

当組合としては、金融店舗等にチラシを備え置きしてご案内をしており、引き続き組合員・利用者の個別の状況を踏まえて提案・相談対応等

を実施してまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、被災地の復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、「震災相談窓口」や渉外担当者等の訪問活動により把握した資金ニーズに対しては、関係機関（県・各市町村、農業信用基金協会、日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会・農林中央金庫福島支店等）と連携して、金利や保証の面でメリットのある資金メニューの提案等、様々な解決策の提供を行っております。

農業関連資金に関しては、地域の担い手に対し、当組合融資担当者と営農担当者が月一回を目途に同行訪問し、情報提供およびニーズ把握を行っております。

生活関連資金に関しては、農林中央金庫が平成 24 年度から実施する震災復興支援にかかるローンに対する利子補給制度（0.5%）を活用して、住宅やマイカー等のローン商品利用者の生活再建を後押しする取組みを進めております。

<農業関連資金の内容>

貸付利率は平成 27 年 10 月 1 日現在。

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>経営体育成強化資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口及び取扱金融機関として受付を行います。東日本大震災を受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>対 象 者：認定農業者、主業農業者</p> <p>資金使途：施設・機械・負債整理等</p> <p>貸付限度額：8 億円まで（個人は 2 億 5 千万円まで）</p> <p>貸付期間：28 年以内</p> <p>貸付利率：18 年間は無利子（保証料は不要）</p> <p>担保保証人：原則不要（保証については、法人の場合は代表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る）</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。東日本大震災の直接被災者については、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>対 象 者：主業農業者</p> <p>資金使途：営農に係る負債整理</p> <p>貸付限度額：所要金額の範囲内</p> <p>貸付期間：18 年以内（但し、通常は 10 年（特認 15 年）以内）</p> <p>貸付利率：最長 18 年間無利子（但し、通常は農業近代化資金の貸付利率）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証・直接被災者は保証料負担なし）</p>
<p>農家経営安定資金 （東日本大震災農業経営対策特別資金）</p> <p>※震災以降の取扱実績：101 件・5 億 24 百万円</p>	<p>東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、当組合が相談窓口及び取扱金融機関として受付を行います。大震災を受け、県と J A グループ福島による利子補給（助成）措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>（平成 27 年 4 月 1 日時点の申込期限：平成 28 年 3 月 11 日）</p> <p>① 東北地方太平洋沖地震対策資金（地震・津波の被害を受けた農業者等を対象）</p> <p>対 象 者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金使途：施設等の復旧、営農のための運転資金</p> <p>貸付限度額：500 万円まで</p> <p>貸付期間：10 年以内</p>

資金名	資金の内容
	<p>貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>② 原発事故対策緊急支援資金（出荷制限・風評被害等の影響により収入減少した農業者等を対象） 対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：営農のため当面必要な運転資金及び福島県内での営農再開のため必要な資金 貸付限度額：1,200万円まで（個人は1,000万円まで） 貸付期間：10年以内 貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>農業近代化資金</p> <p>※震災以降の取扱実績 ：24件・193百万円</p>	<p>東日本大震災により直接又は間接被害を受けた農業者については、平成23年5月から最長18年無利子かつ実質担保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、当組合でも取扱金融機関として受付を行っています。</p> <p>本資金により、津波被害によって耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復旧・復興に向けた需資に対応しています。</p> <p>対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：施設・農機具、果樹等植栽育成、家畜購入、長期運転資金等 貸付限度額：2億円まで（個人は1,800万円まで） 貸付期間：18年以内 貸付利率：最長18年無利子 担保保証人：必要に応じて担保、保証人が必要 （福島県農業信用基金協会の保証・保証料負担なし）</p>
<p>農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>認定農業者のための運転資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。</p> <p>対象者：認定農業者 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な運転資金 貸付限度額：2,000万円まで（個人は500万円まで） （畜産・施設園芸を含む経営は、8,000万円まで（個人は2,000万円まで）となる） 貸付期間：1年以内 貸付利率：年1.5%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

資金名	資金の内容
J Aバンクの資金	
<p>東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、J Aバンク利子助成事業（※）を活用したJ A農業関係資金を相談・受付しております。</p> <p>※ J Aバンクアグリ・エコサポート基金では、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、農業経営の安定化・効率化を目的に、J Aバンクの農業資金に対して最大年1.0%の利子助成を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金は「J A農機ハウスローン」、「担い手応援ローン」、「アグリスーパー資金」「アグリマイティ資金」、「農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）」及び「農業近代化資金」です。</p> <p>（以下①～④の貸付利率は利子助成前の利率）</p>	
<p>① J A農機ハウスローン</p> <p>※震災以降の取扱実績：5件・9百万円</p>	<p>対 象 者：農業を営む個人・団体等</p> <p>資金使途：農機具、パイプハウス購入等</p> <p>貸付限度額：1,800万円まで</p> <p>貸付期間：10年以内</p> <p>貸付利率：年1.950%～1.975%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>② 担い手応援ローン</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>対 象 者：農業を営み、J Aの税務対応支援を受ける個人・法人</p> <p>資金使途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：1,000万円まで</p> <p>貸付期間：1年以内</p> <p>貸付利率：年1.975%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>③ アグリスーパー資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>対 象 者：水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる個人・法人等</p> <p>資金使途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額及び対象品目の販売代金相当額のうち、J A口座に入金される金額の範囲内</p> <p>貸付期間：1年以内</p> <p>貸付利率：年1.60%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>④ アグリマイティ一資金</p> <p>※震災以降の取扱実績：51件・3億6百万円</p>	<p>対 象 者：農業を営む個人・法人等</p> <p>資金使途：農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工・流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振興を支援するための設備資金 等</p> <p>貸付限度額：所要金額の範囲内まで</p> <p>貸付期間：原則10年以内</p> <p>貸付利率：年0.90%～2.175%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

<生活関連資金の内容>

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>災害復興住宅融資制度</p> <p>※震災以降の取扱実績 : 94 件・15 億 70 百万円</p>	<p>住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口及び取扱金融機関として受付を行います。</p> <p>東日本大震災を受け、平成 23 年 5 月から取扱いが開始となった融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初 5 年間無利子、元金据置期間を 5 年（通常 3 年）に拡充した被災者支援のための住宅融資制度です。</p> <p>対 象 者：住宅が全壊、半壊、大規模半壊された方 （り災証明書を交付されている方）</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入、補修</p> <p>貸付限度額：3,570 万円まで</p> <p>貸付期間：35 年以内</p> <p>貸付利率（注）：当初 5 年 年 0.00% 6 年～10 年目 年 0.47% 11 年目以降 年 1.00%</p> <p>（注）建設・購入の場合で特例加算部分は除く</p> <p>担保保証人：建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。 火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p>
J Aバンクの資金	
<p>J A住宅ローン</p> <p>※震災以降の取扱実績 : 513 件・116 億 88 百万円</p>	<p>災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積要件があることから、被災者支援を目的に J A住宅ローンの要件を緩和いたしました。</p> <p>具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の住宅再建支援を行ってまいります。</p> <p>対 象 者：組合員の方</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入（中古住宅含む）、増改築資金等</p> <p>貸付限度額：5,000 万円まで</p> <p>貸付期間：35 年以内</p> <p>貸付利率：年 0.75%～3.87%（保証料は別途必要）</p> <p>担 保：融資対象物件（土地・建物）に原則として第一抵当権順位の抵当権を設定。 原則火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p> <p>保 証 人：原則不要（福島県農業信用基金協会又は協同住宅ローン(株)の保証)</p>

資金名	資金の内容
J Aマイカーローン ※震災以降の取扱実績 : 447 件・7 億 61 百万 円	津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生活にマイカーが必要不可欠であることから、J Aマイカーローンを取り扱っております。 対 象 者：組合員の方 資金使途：自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、運転免許取得、車庫建設（100 万円以内）等 貸付限度額：500 万円まで 貸付期間：7 年以内 貸付利率：年 1.25%～3.95%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）

c 地域の復興計画策定への参画

当組合は、地域の農業者を代表する立場として、管内各市町村における復興連絡会議等への参画、当組合職員の管内行政への出向派遣等により、管内行政の復旧・復興計画の策定や、水稻作付再開等の管内農業基盤に関わる方針検討に積極的に参加しております。

こうした取組みを通じて、農業者の意見が反映された地域復興計画により、農地の復旧・復興による営農再開・農産物の生産拡大を図るとともに、放射性物質のモニタリング調査等を円滑に実施しながら「安全・安心」な農産物の生産に取り組んでおります。

引き続き、地域の関係機関が一体となって復興・復旧に取り組んでいくにあたり、当組合も積極的な役割を發揮してまいります。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、当組合の事業計画及び各市町村の復旧・復興計画に基づき、次のような取組みを続けております。

(a) 農業生産基盤の復旧対策

当組合管内の水田面積約 12,000ha のうち、新地町・相馬市の津波冠水水田の面積約 1,700ha と、原発事故の影響により全域で水稻作付を自粛した南相馬市・飯舘村の水田面積約 8,000ha の合計約 9,700ha が被害を受けております（被災面積は全体の約 81%）。このうち、南相馬市の約 2,600ha は津波冠水しており、二重の被害を受けております。

国の被災農家経営再開支援事業を活用した地域農業復興組合が、平成 27 年 10 月末までに 27 組合が設立され 20 組合が稼働しております。被災農地の復旧（除草・がれきの撤去作業等）にあたり、津波冠水農地の除塩作業が進められておりますが、平成 26 年度までに被災復旧が完了し作付を再開

した面積は新地町・相馬市の約 650ha にとどまっております。

また、南相馬市（鹿島区・原町区）で平成 26 年 8 月に農地除染が着手となりましたが、引き続き除染作業員は不足しており、平成 27 年 10 月末現在で進捗率は 63% の状況です。

そのような中、当組合としては平成 27 年度上期に以下のような取組みを行いました。

- ① 県内の J A グループにより設立された「J A グループ福島復興基金」を活用し、平成 26 年度に引き続き「平成 27 年度 J A グループ福島復興基金『農業復興対策助成事業』の活用計画」を策定、平成 26 年度と同額の総額 70 百万円の規模にて管内農業生産基盤の復旧・復興のための諸施策への活用や農家・生産組織への助成等を実施することといたしました。

＜「J A グループ福島復興基金『農業復興対策助成金』の活用計画」の取組内容＞

位置づけ	個別取組み内容
営農再開支援事業 (事業費計画 63 百万円)	<p>① 農業再生産助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産生産振興対策事業（和牛(肥育・繁殖)・乳用牛導入に対する支援、種豚導入に対する支援（新規））。 園芸品目の生産基盤復旧策(園芸施設(パイプハウス)の取得支援)。 重点園芸品目生産拡大事業(種子代・菌床代に対する支援)。 園芸新規品目モデル展示圃設置事業。 園芸の湿害対策支援・なし病害対策支援（新規）。 稲作低コスト研究・大豆カメムシ防除剤支援・カントリーエレベータ等間横持運賃経費支援（新規）。 <p>② 保全管理事業助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 除草作業支援事業（無人ヘリによる除草剤散布料への支援）。 鳥獣害対策支援事業（電気牧柵購入支援等）。
復旧・復興支援事業 (事業費計画 7 百万円)	<p>① 生産基盤復旧・復興事業助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 水土里システム維持管理費用(システム利用料)に対する助成。 <p>② 風評被害対策事業助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費拡大 P R 事業：園芸の消費地・市場における消費宣伝活動、量販店等対面試食販売実施に対する助成。 消費拡大 P R 事業：米穀の消費地・市場における消費宣伝活動に対する助成。 直売所イベントに対する助成。 地場産牛肉信頼回復対策：地場産牛肉消費拡大対策に対する助成。 消費拡大 P R 事業：六次化商品開発発表、P R 消費拡大対策に対する助成。

- ② 公益財団法人福島県農業振興公社と業務委託を締結している「農地中間管理事業」について、平成 27 年度上期は、207 件 180ha の賃貸借契約を締結、農地の集約化に努めました。

③平成 27 年度南相馬市における農地除染が遅れたことによりやむなく作付を自粛した農地を対象として、当農協が事業主体となって、平成 28 年産米作付を予定している農家向けに、福島県営農再開支援事業を活用し、「平成 28 年産米作付に向けた代掻き等への支援」事業に取り組みました。平成 27 年 10 月末時点で、約 960ha の申し込みがあり、平成 28 年度は全ての対象面積が作付再開される見込みです。

(b) 除塩・除染対策の取組み

除塩対策については、平成 26 年度概ね完了しております。

除染対策については、国及び各市町の除染計画に基づき除染作業が着手されていますが、当組合も南相馬市から業務委託を受け、除染作業を子会社である(株)アグリサービスそうま等とも連携しつつ、実施しました（平成 27 年度上期実績約 70ha）。

また、東京電力から当組合が業務委託を受け、堆肥流通促進事業を実施、滞留堆肥の散布を行いました（平成 27 年度上期実績約 66ha）。

当組合としても「安全・安心」な農畜産物生産と風評被害払拭のために、各行政機関との連携を密にしながら、農地除染の早期完了に向けた働きかけ・取組みを進めております。

食品に対する不安を払拭するための放射能検査に関しては、平成 27 年度上期も米の全袋検査用の検査機器 5 台、農産物検査機器 9 台を本店・営農センター・直売所に設置して、客観的なデータを適時・適切に提供する取組みも継続して行っております。

(c) 東京電力に対する原発事故農畜産物損害賠償対策

当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携のうえ、組合員 9,282 人から委任を受け、廃棄農産物、不耕作、風評被害による価格下落、営業損害等を対象として農畜産物損害賠償・補償請求を毎月実施しております。

平成 27 年度上期の農家賠償については 5 億 87 百万円の請求を行い、前年度請求分を含め 7 億 13 百万円の支払いを受け、組合員口座に入金しました。

また、当組合の事業自体の損害賠償については、決算期毎に逸失利益・財物価値の減少・追加的費用等について請求を行っております。

今後も被災農家組合員の立場に立った賠償・補償請求対策を継続してまいります。

(d) JA 出資型農業生産法人による農作業受委託・農業経営

当組合は、震災後、JA 出資型農業生産法人「(株)アグリサービスそうま」を設立、農業経営・農地および農作業受託を通じて、管内農業の担い手と共存しながら地域農業基盤強化と農業振興を図る取組みを行っております。

平成 27 年度上期は、業務用玉ねぎ約 0.7ha・ねぎ約 0.7ha に加えて、水田約 32ha の集積を実施し主食用米約 24ha・飼料用米約 8ha の生産事業を行うとともに、当組合と連携しながら圃場整備地区での土づくりを目的とした炭カル散布作業約 15ha（南相馬市）に取り組んだ他、滞留堆肥散布作業約 66ha（相馬市・南相馬市）、除染作業約 32ha（南相馬市）、塩化カリ散布作業約 15ha（新地町）にも取り組みました。また、当組合の新地育苗センターの管理作業を受託（約 33 千枚）しました。

引き続き、農地の面的集積に向けた管内各地域の協議等にも参画しながら、地域農業の維持・拡大や、生産基盤の復旧・復興にあたり、当該法人の利活用を訴求してまいります。

e 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする被災者等からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成を図るため、各種資格取得や研修受講を奨励しております。

営農再開に向けた動きが進展するなかで、「JAバンク農業金融プランナー」の資格を取得した 15 名の職員を中心に、多様化・専門化する農業者等の金融ニーズに的確に対応してまいります。

また、融資担当者の対応能力の向上のために、金融法務相談員登録・JA住宅ローン実務・農業金融プランナーの取得を奨励しております。

加えて、FP資格者及び宅建資格者が、組合員及び地域住民の生活再建に向けて、相続・贈与・税務・宅地取得等の相談により専門的に対応し、震災前の生活再建に向けた様々なサポートを行ってまいります。

<資格取得状況：平成 27 年 10 月末時点>

資格	取得者数
JAバンク農業金融プランナー	15 名
金融法務相談員	35 名
税務相談員	29 名
年金アドバイザー	27 名
FP	13 名
宅地建物取引主任者	5 名

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

新規就農や6次産業化等、新分野への進出取組みへの支援は、被災地域の復興・活性化を促進させる観点から有意な取組みであり、管内農業基盤の復旧状況等を見極めながら、新分野への取組み支援等に取り組んでまいります。

(a) 新規就農に対する支援

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域農業の活性化を図っていくうえでは、新規就農の誘致及び定着の支援をしていくことが必要と認識しております。

新規就農者に対しては、行政機関・関係団体等との連携による就農相談会での情報提供や農業技術研修の場を提供することにも取り組んでまいります。

(b) 6次産業化に対する支援

当組合では、販売力強化対策の一環として組合員へ6次産業化推進を図ることを目的とし、平成26年6月若手職員を中心に「6次産業化推進プロジェクト」を立ち上げました。現在、開発商品を絞り込み、平成27年度下期の商品化に向け、取り組み中です。

また、地域の方々を対象に、福島県相双農林事務所・相馬市・南相馬市・新地町から後援をいただき、当組合が主催者となって、「平成27年度ふるさと農産物6次産業化開発講習会」を平成27年6月から平成27年9月の間、約40名の方々に参加いただき、計6回開催いたしました。9月の最終回では、参加者の方々からビジネスモデルの発表をいただく等、地域の方々の6次産業化への一助となるべく努めました。

また、平成27年2月に新地総合支店敷地内にオープンした女性部運営の直売所については、地元の農産物に加え、隣接する加工所で作った6次化商品（地元産いちじくを使った焼肉のたれ・パンケーキ等）を販売しております。

なお、6次化商品は、当組合ホームページの「ネットショップ まごころ便」により全国に発信しております。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(a) 遺言信託の代理店参入

平成27年4月(株)農中信託銀行との間で遺言信託業務にかかる代理店契約を締結いたしました。当組合管内においては、相続にかかる相談ニーズが高く、これまでも組合員・利用者向けの当該セミナー・個別相談会では相当数の参加がありました。今後も引き続き当該ニーズは見込まれ

ることから、これまでの相談機能に加え、遺言信託業務も組合員・利用者向けのサービスの一環として実施することといたしました。平成27年度上期において実績はありませんが、照会があった際は、(株)農中信託銀行と連携のうえ、個別に対応していきます。

(b) 米の安全性確保に向けた取組み

福島県指導のもと生産者のご理解、ご協力を頂き、放射性セシウム吸収抑制対策として塩化カリの施肥や、全量全袋検査を行うことにより、「安全・安心」を確認した米のみを販売・流通しております。

放射性セシウム吸収抑制対策と全量全袋検査は、平成27年度下期も引き続き実施してまいります。

c 早期の事業再生・生活再建に資する方策

当組合は、各市町村が作成する「経営再開マスタープラン」について検討段階より参画しておりますが、管内27か所の旧市町村・地域で策定に着手し、平成27年10月までに20か所でプラン策定が完了しました。今後、このプランに基づく集落営農の再構築や地域農業の中心となる経営体への農地集積等の推進等にあたり、経営相談に対応するとともに経営計画の作成支援や必要な資金需要等への対策を講じてまいります。

また、平成27年度上期組合員・地域住民の皆様方に対し以下の取組みを行いました。

- (a) 子供の食農教育の推進に取り組みました。「JAバンク協調型事業教育活動助成事業」支援を利用し、管内の小学校・養護学校(28校)、幼稚園(5園)を訪問し、2,225名の生徒・園児に対し、バケツ稲(苗植)・野菜苗定植による農業体験学習、料理教室を行いました。
- (b) 地域の皆様の健康増進に取り組みました。平成26年度に引き続き、中央会の「健康寿命100歳プロジェクト」の一環として、全共連福島県本部および福島県厚生連の支援も得て、「健康増進活動(基礎検診支援)」、「健康管理活動(個別検診一部支援)」、「健康教室(健康に関する勉強会)」、「いきいきウォーキング」、「100歳料理教室」、「郷土料理教室」、「女性大学(つるしびなコース)」、「つるしびなサークル(女性大学卒業生対象、3クラス)」に取り組んでおります。
- (c) 高齢者の方の健康増進に取り組みました。当組合独自の取組として、当農協の遊休施設を利用し、月2回3か所で「いきいきくらぶ」を実施、高齢者(70歳以上が対象)のふれあいの場を設けるとともに、健康体操、つるしびな・折り紙の制作等の場を設けております。なお、平成27年10月には、震災以降休止していた小高地区でも他の地区の施設を借りて再開いたしました。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

事業承継については、営農部門と信用部門担当者による担い手農家への訪問活動時や各支店・営農センター等に寄せられる相談・課題等に適切に対応するために、引き続き社労士・税理士等の外部専門家と連携した事業の承継に対する支援を行ってまいります。

e 地域や組合員・利用者への積極的な情報発信

当組合の経営状況等については、ディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組み状況（東日本大震災に伴う各種対応、各事業所の環境放射線モニタリング結果等）については、ホームページや広報誌「ひろば」等を通じて継続的に情報発信しております。

また、組合員・利用者の他、地域住民の間でのコミュニケーション・絆づくりに貢献するべく、前年に続き、平成27年10月31日から平成27年11月1日にかけて当組合主催イベント「第19回JAまつり」を開催しました。また、当組合の合併20周年を記念して、平成27年8月合併記念式典を実施、当組合事業運営に対する功労者の方々への感謝状贈呈等を実施いたしました。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される総代会の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される理事会が業務執行を行っております（理事会は原則月1回開催）。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査は、当組合の本店・支店の全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき計画どおり実施しております。

監査結果は、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。

また、監査結果の概要を四半期毎に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み

当組合では、場所別・部門別の経営分析を実施しており、収支構造や課題等を把握し、事業利益等を重視した経営管理を実施しております。

東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、場所別・部門別損益管理に取り組みながら、地域の復興状況等を踏まえ、事業機能強化と合理化対策等の観点で部門毎の業務改善に資する拠点等の再配置を継続的に検討しております。

避難区域内の総合支店（2店舗）については、飯舘総合支店が本来の所在地で営業開始済（平成25年4月）、小高総合支店についても通常総代会で建設が決定され、平成26年8月に第1回、平成27年1月に第2回建設委員会を開催、平成28年1月の建設完了を目指し取り組み中です。また、やすらぎ会館小高（葬祭会館）も小高総合支店と同様のスケジュールで取り組み中です。他の施設についても、管内の大部分の地域は、帰還時期が明確になってきており、帰還時期に焦点を当てて対応していくこととしております。

(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

今後とも、この管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢

当組合は、不良債権の個別回収方策の検討および進捗管理を行うほか、組合全体の不良債権の圧縮にかかる施策等の検討および組合内部における徹底を目的として債権管理委員会を設置し、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

また、通常の貸出取引については、本店金融共済部に審査管理課を設置し、

各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等体系的な規程・手続きを整備し、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っている他、不良債権については個別の管理方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

また、理事会は、被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月、かつ必要に応じて随時に受け、被災者等の個別状況の更なる確認を行うよう指示する等、適切にリスクを把握・管理してまいります。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門等の関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、継続的な状況把握、早期の情報収集に取り組んでおります。

こうした情報等を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、「被災債権の管理方針」に基づく金融円滑化を念頭に置いた債権の管理に努め、被災状況や生活再建状況に応じた適切な金融サポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでまいります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、経営層で構成するALM委員会を四半期毎に開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。

運用部門は、理事会で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（損失等の危機回避）を行っています。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い経営層に報告し

ております。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務・システム・法務等について、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。なお、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

以 上